

EV・PHV・FCV車両助成金申請 申請書類チェックリスト

<個人・個人事業主申請>

↓書類用意を確認したらチェック、必要書類に該当しない場合は斜線を入れる。

No.	チ エ ック	提出書類		備考
1		助成金交付申請書 (第1号様式)		<p>申請書を印刷し、郵送で申請する場合（オンライン申請の場合は、No2以降の書類をPDFや画像データ（写真等）でご用意ください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページからダウンロード（第1号様式「その1」「その4」「その5」） その1…申請者情報 その4…販売店担当者情報、申請車両情報、申請金額 その5…誓約書
2		請求書等	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書、納品請求書、注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること ・CEV補助金の対象車種一覧に記載されている車名・グレードが確認できること (印字されていない場合は、手書きでも可) ・車両本体価格および支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること ・下取金額・下取車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること（リサイクル預託金相当額通知書でも可）
3		領収書等	コピー	<ul style="list-style-type: none"> 宛名が申請者と同一名義であること ・請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、下取金額・下取車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、領収書は不要。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。 ・車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書。残金の支払いについて保証方式により販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された約款の写しも提出すること。 ・振込のため領収書がない場合は、金融機関発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷で可（依頼人・受取人・日付・金額の記載があること）
4		自動車検査証	コピー または PDF	<ul style="list-style-type: none"> ・初度登録（新規登録）時のものを提出すること ・申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のみで可 ・複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなつて文字が読み取れなくなることがあるので、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること <p>【電子車検証情報の提出方法】</p> <p>※2023年1月4日以降に初度登録された車両は電子車検証へと切り替わる。</p> <p>電子車検証に関する書類については、手続きの手引き（4.電子車検証フローチャート）を参照</p> <p>車検証閲覧アプリから自動車検査証記録事項をダウンロードして提出</p> <p>郵送の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証記録事項を印刷し提出 <p>オンライン申請の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証記録事項（PDF）を添付し提出
5		住民票または印鑑証明書	原本またはコピー	<p>申請者が個人・個人事業主の場合に必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーが記載されていないこと。または、黒塗りされていること ・申請受付日から3か月以内に発行されたものであること ・運転免許証で代用はできません。
6		東京都の開業届、納税証明書、確定申告B(控え)	原本またはコピー	<p>申請者が個人事業主で住民票（もしくは印鑑証明書）に東京都内の住所の記載がない場合に必要</p> <p>以下のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都の開業届 ・個人事業税納税証明書（完納している直近の事業年度のもの） ・確定申告B
7		振込口座が確認できる書類	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること ・定期預金口座でないこと ・通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー ・キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可 ・当座預金の場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可
8		二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付決定通知書	コピー	<p>助成額の増額申請（環境省補助併用）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業)交付規程に基づく補助金の交付決定を受けた場合にのみ必要

EV・PHV・FCV車両助成金申請 申請書類チェックリスト

9	再エネ 100%電力メニューを契約していることがわかる書類等	コピー	再エネ電力導入による増額申請を行う場合 ・契約書の写し、検針票の写し、提供事業者のwebページのハード/ソフトコピー、メール画面のコピーなど。契約者名が一致できるなど、紐付けができる複数の書類を組み合わせ也可。 ①電気の供給先が、車両の自動車車検証の住所と一致していること ②小売り電気事業者等と契約締結済であること（申込書など申込みの状態では申請不可） ※既に契約している電力メニューが本補助の対象メニューである場合は、新たに契約する必要ない。
10	太陽光発電システム（発電出力3kw以上）の設置状況がわかる書類等（EV・PHVのみ）	コピー	太陽光発電システム設置による増額申請を行う場合 ・出力対比表、太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書（写し）、国や都等発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定書（写し）、売電明細等、接続契約のご案内（写し）、系統連携協議依頼書の控え（写し）など。所有者名が一致しているなど、紐づけができる複数の書類を組み合わせ也可。 ① 発電出力は3kw以上であること ② 太陽光発電システム設置場所が、車両の自動車車検証の住所と一致していること。 ③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所又は国際電気標準会議のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けていること。 ※手続きの手引きに詳細記載
11	その他公社が必要と認める書類		・必要に応じて公社から求められた場合に提出

＜リースの借主として申請する場合＞

リース契約の場合は、原則リース事業者が申請してください。

ただし、以下の場合においてはリースの借主からの申請が可能です（②については借主からの申請のみ）。

- ① 申請者が令和2年度第3次補正CEV補助（環境省・経産省）併用のため、リース契約を締結した個人・個人事業主・法人が申請する場合 ※転リースの場合は、1次貸与先・2次貸与先のそれぞれのものが必要
- ② 申請者が再エネ電力導入による増額申請を行う場合
- ③ 申請者が太陽光発電システム設置による増額申請を行う場合

↓書類用意を確認したらチェック、必要書類に該当しない場合は斜線を入れる。

No.	チェック	提出書類	備考
12		リース契約書	コピー ・申請者及びリース事業者双方の印があるもの ・リース料金から助成金額以上が差し引かれていないことがわかるもの
13		賃与料金の算定根拠明細書	第9号様式 ・ホームページからダウンロード ・リース契約書で助成金額以上が差し引かれていないことがわかり、かつ、契約書に申請者及びリース事業者双方の押印がある場合は省略可
14		令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（経産省の補助「令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」及び環境省の補助「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」）の交付決定通知書	コピー ・令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（経産省の補助「令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」及び環境省の補助「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」）の交付決定通知書
15		再エネ 100%電力メニューを契約していることがわかる書類等	コピー 再エネ電力導入による増額申請を行う場合 ・契約書の写し、検針票の写し、提供事業者のwebページのハード/ソフトコピー、メール画面のコピーなど。契約者名が一致できるなど、紐づけができる複数の書類を組み合わせ也可。 ①電気の供給先が、車両の自動車車検証の住所と一致していること ②小売り電気事業者等と契約締結済であること（申込書など申込みの状態では申請不可） ※既に契約している電力メニューが本補助の対象メニューである場合は、新たに契約する必要ない。
16		太陽光発電システム（発電出力3kw以上）の設置状況がわかる書類等（EV・PHVのみ）	コピー 太陽光発電システム設置による増額申請を行う場合 ・出力対比表、太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書（写し）、国や都等発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定書（写し）、売電明細等、接続契約のご案内（写し）、系統連携協議依頼書の控え（写し）など。所有者名が一致しているなど、紐づけができる複数の書類を組み合わせ也可。 ① 発電出力は3kw以上であること ② 太陽光発電システム設置場所が、車両の自動車車検証の住所と一致していること。 ③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所又は国際電気標準会議のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けていること。 ※手続きの手引きに詳細記載